

葉山町

共催・後援の規程改正のお知らせ

葉山町は、産業、観光、教育文化等の振興及び活性化並びに環境、福祉、消防、防災、土木、都市計画等行政事務及び事業の推進向上を目的に、みなさんの団体へ共催・後援をしています。

このたび、基準の明確化や申請様式の変更を行い、令和7年4月1日より施行しますのでお知らせいたします。

※変更部分は下線を引いた箇所になります。

共催や後援できる行事

- ・ 特定の政治、宗教活動に係る目的を有しない行事
- ・ 営利を主目的としない行事
- ・ 特定の会員等のみを対象としない、また会員の勧誘を目的とせず一般に公開された行事
- ・ 安全や廃棄物の対策がなされている行事
- ・ 参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が事業の規模と内容に応じて適正かつ明確である行事

共催や後援できる団体等

- ・ 主催者の存在、その他役員など責任者が明らかな団体等（社会福祉法人、NPO法人、協議会、規約や会則等の定めのある団体など）
- ・ 堅実な活動実績があり事業が遂行能力が十分であると認められる団体等

申請の手続き

下記書類をそろえて担当課へ提出してください

- 1 共催・後援承認申請書
- 2 事業計画書
- 3 事業収支予算書
- 4 団体規約、会則
- 5 団体活動実績書
- 6 団体役員名簿
- 7 町内で飲食を伴う行事は「はやまクリーンプログラムベストプラクティス申告シート」
- 8 チラシやプログラム等（案で可）
- 9 その他必要な書類

※担当課が不明な場合は政策課へ問合せてください

申請時の注意

- ・ 申請書を開催1か月前までに提出してください
- ・ 行事終了後、1か月以内に報告書を提出してください
- ・ 申請内容に変更があった場合は変更届を提出してください

共催とは、主催団体と町が協働して事業を企画運営するものです。

後援とは、主催団体が行う事業で、その趣旨に町が賛同し、応援するものです。